

大牟田市まちの^{みりょくか}美緑花ボランティア制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑豊かで美しいまちづくりを進めるため、公園、道路植栽帯等において、ボランティアによる環境美化活動（以下「活動」という。）を行うものを支援するに当たり、大牟田市まちの^{みりょくか}美緑花ボランティア制度（以下「制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加の申込み)

第2条 制度に参加しようとする個人又は団体（以下「市民等」という。）は、活動を行う区域と活動の内容を定め、「まちの^{みりょくか}美緑花ボランティア制度」参加申込書（様式第1号）に「まちの^{みりょくか}美緑花ボランティア制度」参加者名簿（様式第2号）を添えて、市長に申し込むものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、前条の申込みがあったときはその内容を審査し、適切であると認めるときは、当該申込みを行った市民等と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

(活動を行う区域)

第4条 市民等が活動を行う区域は、本市が管理する公園、道路植栽帯等の公共施設とする。

(活動の内容)

第5条 市民等が行う活動の内容は、次の各号に掲げるもののうちから、市民等がその実情に応じて選択したものとする。

- (1) 月1回程度の公園及び街路（トイレを除く。）の清掃（落ち葉、紙くず、缶、瓶、吸殻等の清掃及び収集）
- (2) 年3回程度の公園及び街路の植樹帯等の除草
- (3) 樹木のせん定（高木のひこばえのせん定及び低木のせん定）
- (4) 樹木の破損その他公園及び街路の管理に関する障害等の情報の提供
- (5) 公園のトイレの清掃
- (6) 花の植え付け及び維持管理
- (7) 公園及び街路における犬のふんの処理
- (8) 公園の砂場の管理（危険物の除去、砂のほぐし等）
- (9) その他公園及び街路の環境美化に必要な活動

(活動に対する支援)

第6条 市長は、活動を行う市民等に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要なごみ袋、竹ぼうき、松葉ぼうき等の支給
- (2) ボランティア保険への加入
- (3) ボランティア看板の設置
- (4) 活動により生じたごみの収集
- (5) その他活動に必要な支援

(届出)

第7条 活動を行う市民等は、参加者名簿に変更がある場合は、速やかに、「まちの^{みりょくか}美緑花ボランティア制度」参加者名簿変更届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

2 活動を行う市民等は、制度への参加を辞退する場合は、「まちの^{みりょくか}美緑花ボランティア制度」辞退届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。